

中心市街地活性化イベント開催費補助金のご案内

市では、東日本大震災により被害を受けた中心市街地に賑わいを創出し、活性化に寄与することを目的とした「中心市街地活性化イベント開催費補助金」を創設しました。

交付要件等は下記のとおりですので、本制度を活用される場合は、申請手続きをお願いします。

1 補助対象者

- ①商店街振興組合その他の商店街団体（法人格を有しないものを含む）
- ②陸前高田商工会（青年部組織を含む）、一般社団法人陸前高田青年会議所
- ③まちづくり会社
- ④NPO法人
- ⑤主として市内の個人または団体により構成される中心市街地の活性化につながるイベントを実施する実行委員会等の団体

2 要件

- ・陸前高田市まちなか再生計画で指定する中心市街地で実施する事業であること。
- ・補助対象経費が10万円を超えること。
- ・政治活動、宗教活動及びこれらに類する活動ではないこと。

3 補助対象経費

- ・広告宣伝費、出演者への謝金・弁当代、材料費、会場設営費、使用料・手数料、保険料、委託料、消耗品費、通信運搬費、備品購入費
- ※国、県その他の補助金を併用する場合やイベント開催にかかる売上金がある場合については、補助対象経費から当該補助金及び売上金を控除した額を補助対象経費とします。

4 補助限度額

- ・20万円（補助率：3分の2）

5 申請方法

- ・今年度の申請受付は[令和3年2月1日（月）まで](#)とします（ただし、交付決定額が予算額に達した時点で受付は終了します）。

次の書類を商政課まで提出してください。

○陸前高田市中心市街地活性化イベント開催費補助金交付申請書（様式第1号）

- （添付書類）(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支予算書（様式第3号）
 (3) 定款、会則、規則等の写し (4) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の請求・支払

- ・補助事業完了日から20日以内に下記の書類を提出していただき、速やかに支払う予定です。

○陸前高田市中心市街地活性化イベント開催費補助金交付請求書（様式第8号）

- （添付書類）(1) 事業報告書（様式第2号） (2) 収支報告書（様式第3号）
 (3) 領収書の写し (4) 事業実施したことが確認できる写真等

7 お問い合わせ

- ・地域振興部商政課 TEL54-2111（内線 435）

裏面に続く

【手続きの流れ】

